

鳥取県中部地震により被災された皆さまに、 心よりお見舞い申し上げます。

～この度の地震による、町税等の免除などについてお知らせします～

町税等の減免・・・町民税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料

地震により以下の表の損害程度に該当する方は、申請により平成 28 年度分の町税等が減免となります。納付済の方は、減免決定後に還付します。

※平成 28 年 10 月 21 日以降に到来する納期分が対象です。

《申請に必要なもの》 ①り災証明書の写し ②印鑑

《申請受付》 平成 28 年 11 月 24 日（木）から平成 29 年 3 月 31 日（金）まで

《申請場所》 町民税務課窓口（お問い合わせは、☎43-3505）

【町民税・国民健康保険税】

損害の程度	減免の割合
り災証明書の判定区分が「全壊」	10 分の 10
り災証明書の判定区分が「大規模半壊」又は「半壊」	所得割額の 10 分の 7

【固定資産税】

（1）土地

損害の程度	減免の割合
被害面積が当該土地の面積の 80%以上が流出又は埋没	当該物件の 10 分の 10
被害面積が当該土地の面積の 50%以上～80%未満が流出又は埋没	当該物件の 2 分の 1

（2）家屋

損害の程度	減免の割合
り災証明書の判定区分が「全壊」	当該物件の 10 分の 10
り災証明書の判定区分が「大規模半壊」又は「半壊」	当該物件の 2 分の 1

（3）償却資産

損害の程度	減免の割合
当該償却資産を廃棄したとき、又は資産が設置されている家屋等におけるり災証明書の判定区分が「全壊」	当該物件の 10 分の 10
資産が設置されている家屋等におけるり災証明書の判定区分が「大規模半壊」又は「半壊」	当該物件の 2 分の 1

【介護保険料】

損害の程度	減免の割合
り災証明書の判定区分が「全壊」	10 分の 8
り災証明書の判定区分が「大規模半壊」又は「半壊」	10 分の 5

※後期高齢者医療保険料・・・損害の程度が半壊以上となるような被害がある場合、減免となることがあります。詳しくは鳥取県後期高齢者医療広域連合☎0858-32-1097 へお問い合わせ下さい。

雑損控除の申告・・・確定申告することで所得税、町県民税の控除となります。

地震により住宅、家財、自家用車、墓石などの生活に必要な資産に被害を受け、やむを得ない出費をした時は、申告により雑損控除の適用になる場合があります。雑損控除についての詳しい内容は、倉吉税務署 ☎0858-26-2721 へお問い合わせ下さい。

- 《申請に必要なもの》
- ① 罹災又は被災証明書の写し
 - ② 領収書（修繕や取り壊した費用等の分かるもの）
 - ③ 損害に対し受取られた保険金額の分かるもの
 - ④ 印鑑

《申告時期》 確定申告時期・・・平成29年2月16日(木)から3月15日(水)まで
※詳しい日程等は、町報2月号でお知らせします。

《申告場所》 倉吉税務署又は役場申告会場

《倉吉税務署による説明会：今回の震災による税制上の支援制度等に関するものです》

日 時：平成28年12月14日(水) 午前10時からと午後2時からの2回
場 所：湯梨浜町 ハワイアロハホール

証明書等交付手数料の免除・・・罹災証明書の交付を受けた方が、災害に関する手続きに使用するとき次々の証明書の手数料が免除となります。

《免除を受ける手続き》

- (1) 罹災した住家に係る損害保険金を請求する場合
- (2) 災害復旧のための融資の申請をする場合
- (3) 災害復旧のための国又は地方公共団体の援助を受ける手続きで提出が義務付けられている場合
- (4) 罹災者を対象とする公営住宅の入居の申請をする場合

《免除の種類》

- (1) 税の公簿、図書の閲覧
- (2) 税に関する証明（所得証明、評価証明、納税証明など）
- (3) 印鑑の再登録
- (4) 印鑑証明
- (5) 住民票の写
- (6) 住民票の記載事項証明

生活に関する支援・・・生活の立て直しなどの資金の貸付を行います。

◎災害援護資金

対 象：住居が半壊以上の被災者の方、世帯主が1か月以上の負傷又は家財が1/3以上の損害を受けた方（罹災証明書が必要）

限 度 額：350万円（被害の程度に応じ限度額が変わります。世帯人数により所得制限有）

償還期間：10年以内（据置期間3年）

利 率：3%（6年間は無利子）

申請受付：平成29年1月31日（火）まで

申請場所：町民税務課窓口（お問い合わせは、☎43-3505）

◎生活福祉資金・・・被災により損壊した住宅の保全、補修に必要な経費についてお貸しします。

対 象：低所得世帯、高齢者世帯、障がい者世帯

限 度 額：250万円

利 率：1.5%（保証人を立てる場合は無利子）ただし、貸付後6年間（据置期間を含む）については、鳥取県が利子補給します。（罹災証明書が必要）

申請場所：三朝町社会福祉協議会（お問い合わせは、☎43-3388）

そ の 他：修繕等の事前着手は出来ません。